

令和 6 年度徳島県障がい者優先調達推進方針

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第 9 条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定め、本県における障がい者就労施設等からの物品等の優先調達について一層の推進を図る。

2 対象機関

本方針の対象となる機関は、知事部局、企業局、病院局、教育委員会事務局、各種委員会事務局、警察本部及び議会事務局とする。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

本方針の調達の対象となる障がい者就労施設等は、その所在地又は住所が県内にある、障害者優先調達推進法第 2 条第 4 項に規定する障がい者就労施設等（別紙 1）とする。

4 調達の対象となる物品等

本方針の調達の対象となる物品等は、次のとおりとする。

（1）物品

消耗品、各種記念品、食料品、その他障がい者就労施設等が提供することが可能な物品

（2）役務

印刷、クリーニング、清掃・除草作業、情報処理、その他障がい者就労施設等が提供することが可能な役務

5 基本的な考え方

（1）全庁的な取組の推進

障がい者就労施設等からの物品等の調達について全庁的に取り組むものとし、円滑な調達の推進に努める。

（2）計画的な調達の推進

予算及び事務又は事業の予定等を勘案し、計画的な障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

6 調達の推進方法

（1）障がい者就労施設等から既に調達している物品等については、引き続き積極的に調達を行うとともに、これまで調達の実績のない物品等の調達についても検討する。

また、県の機関が開催する各種行事、イベント等において各種記念品等の調達を予定している場合は、可能な限り障がい者就労施設等からの調達に努める。

（2）障がい者就労施設等から提供可能な物品等については、保健福祉部障がい福祉課が当該施設等からの情報をもとに情報提供するとともに、各種照会等に対応する。

（3）調達に当たっての仕様等を定める際には、必要十分かつ明確なものとするとともに、予定価格については、取引の実例価格等を考慮して適正なものとなるように設定する。

(4) 物品等の発注は、可能な限り計画的なものとするとともに、障がい者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に努める。

(5) 調達に当たっては、原則として、「とくしま・障がい者「働きたい！」発注事業実施要領」(別紙2)に基づき、共同受注窓口である特定非営利活動法人とくしま障がい者就労支援協議会を介した随意契約による調達を行う。

また、直接、障がい者就労施設等から調達を行う場合は、地方自治法施行令及び徳島県契約事務規則等で定める手続による随意契約を活用する。

7 推進体制

障がい者就労施設等からの物品等の調達においては、徳島県障がい者優先調達推進本部(別紙3)を中心に全庁的かつ計画的に推進する。

8 調達の目標

令和6年度の調達目標を、次のとおり設定する。

目標額 90,000 千円

9 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を作成又は見直しをした時は、県ホームページ等により公表する。
- (2) 毎会計年度終了後、調達実績の概要を取りまとめ、県ホームページ等により公表する。

10 その他の取組

- (1) 県と指定管理者制度による施設等管理運営業務委託契約を締結している相手方及び外郭団体等に対しても、障がい者就労施設等からの物品等の調達について理解と協力を得るように努める。
- (2) 職員個人や親睦会等における障がい者就労施設等からの物品の購入等の促進に努める。
- (3) 県の関係施設を障がい者の対面販売の実習場所として提供する「とくしま・障がい者「働きたい！」職場実習支援事業」により、障がい者の職場実習の場所と機会を確保するとともに物品等の販路の拡大に努める。
- (4) 民間の企業や団体の協力の下、イベント、行事等の開催又は恒常的な販売において、障がい者の職場実習の場所と機会を確保するとともに物品等の販路の拡大に努める。
- (5) 特定非営利活動法人とくしま障がい者就労支援協議会と物産施設、観光施設、商業施設等との連携を図り、物品等のPR及び販路の拡大に努める。
- (6) 市町村との連携を深めながら、障がい者就労施設等からの物品等の調達を全県的に推進する。
- (7) 県、四国財務局徳島財務事務所、徳島労働局、独立行政法人等で構成する障害者優先調達推進法関係機関連絡会議において、障がい者就労施設等からの物品等の調達に係る情報交換・共有を図る。

本方針の調達の対象となる障がい者就労施設等

- 1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」等に基づく事業所・施設等
 - (1) 就労移行支援事業所
 - (2) 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - (3) 生活介護事業所
 - (4) 障害者支援施設（就労移行支援，就労継続支援，生活介護を行うものに限る）
 - (5) 地域活動支援センター
 - (6) 小規模作業所
- 2 障がい者を多数雇用している企業
 - (1) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく特例子会社
 - (2) 以下の要件を全て満たす重度障がい者多数雇用事業所
 - ア 障がい者の雇用者数が5人以上
 - イ 障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ウ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者，知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
- 3 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく在宅就業障がい者等
 - (1) 自宅等において物品の製造，役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）
 - (2) 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

とくしま・障がい者「働きたい！」発注事業実施要領

（目的）

第 1 条 この要領は，県が行う物品，印刷物及び役務（以下「物品等」という。）の調達にあたり，県内の就労支援事業所等を積極的に活用し，受注機会の拡大を図ることにより，障がい者の地域における自立した生活を促進することを目的とする。

（発注方針）

第 2 条 県内の就労支援事業所等により構成されている特定非営利活動法人とくしま障がい者就労支援協議会（以下「協議会」という。）が提供できる物品等については，協議会へ優先的に発注するものとする。

（対象物品等）

第 3 条 協議会が提供できる物品等については，障がい福祉課から通知する。

（発注方法等）

第 4 条 この要領により協議会から物品等の購入を行う場合に，地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 1 号による随意契約とする場合は，徳島県契約事務規則（以下「規則」という。）第 30 条の 2 に定める額を契約上限額とする。

2 この要領により協議会から物品等の購入を行う場合に，自治令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号による随意契約とする場合の手続は別に定めるものとする。

3 協議会への発注に際しては，協議会の生産能力等に配慮した適正な予定価格及び納期を設定するものとする。

（その他）

第 5 条 この要領に定めるもののほか，必要な事項は，別に定めるものとする。

附 則

この要領は，平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は，平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は，平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は，令和元年 5 月 20 日から施行する。

徳島県障がい者優先調達推進本部

本 部 長	副知事
副本部長	保健福祉部副部長
本 部 員	危機管理部次長
	政策企画課長
	観光スポーツ文化部次長
	生活環境政策課長
	こども未来政策課長
	保健福祉政策課長
	経済産業政策課長
	農林水産政策課長
	県土整備政策課長
	出納局副局長
	南部総合県民局地域創生防災部長
	西部総合県民局地域創生観光部長
	企業局次長
	病院局総務課長
	教育政策課長
	警察本部会計課長